

建設工事を行う皆さまへ

～建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について～

★下請負人が建設廃棄物を運ぶ場合は、**収集運搬業の許可が必要です！**

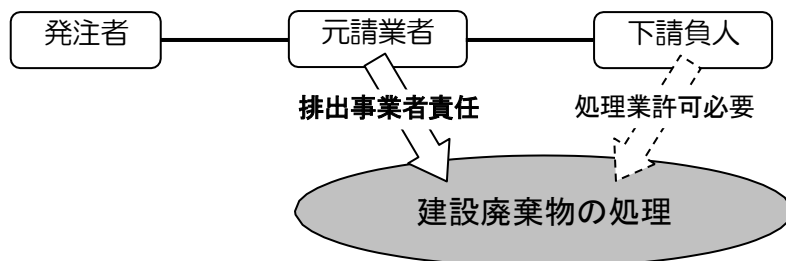
平成 23 年 4 月施行の法改正により、建設廃棄物の処理責任（排出事業者責任）は、元請業者（※1）に一元化されました。（法第 21 条の3）

よって、元請業者以外の者が、建設廃棄物を処理する場合（収集運搬、処分）は、産業廃棄物処理（収集運搬業、処分業）の許可が必要となります。（※2 ※3）

※1 元請業者とは、建設工事の発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいいます。

※2 法第 21 条の3 第 3 項の場合を除く。

※3 産業廃棄物の収集運搬又は処分を、収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者が受託した場合、5年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、またはこれの併科の罰則が適用されます。



★下請負人も廃棄物の保管基準を守らなければなりません！

下請負人が現場内で行う廃棄物の保管については、下請負人もまた排出事業者とみなして、産業廃棄物保管基準、改善命令の規定が適用されるため、下請負人であってもこれら基準を遵守する必要があります。（法第 21 条の3 第 2 項）

★現場以外の場所での廃棄物の保管には、**保管できる上限があります！**

元請業者（排出事業者）が、建設廃棄物を現場以外の場所で保管する場合は、保管基準を遵守するとともに、保管量の上限として、当該保管場所からの平均搬出量の 7 日分を超えないように保管しなければなりません。（法施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ）



詳しくは、
**「建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き
(令和 6 年 1 月)」**をご覧ください。

手引き

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/O1haisyutu.files/0051_20240131.pdf



廃棄物は、排出事業者の責任により、法令に基づき適正に処理しなければなりません。
日頃、きちんと責任を持って廃棄物の管理、処理、確認を行っていますか？

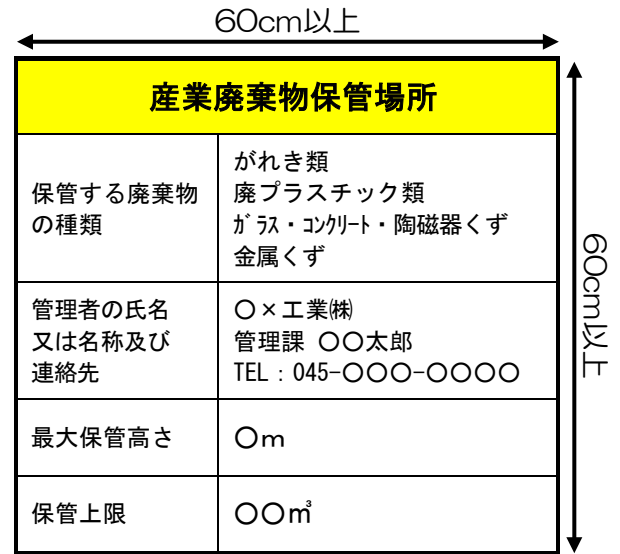
< 掲示板例 >

産業廃棄物の保管について

手引き 28P

- 保管場所の周囲に囲いを設けること。
- 保管場所に右図のような掲示板を設置すること。
- 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう措置を講ずること。
- 最大保管高さ（※1）、保管上限（※2）を守ること。

※1 屋外で容器を用いずに保管する場合
※2 積替えのための保管の場合



産業廃棄物処理の委託契約について

手引き 43P

- 収集運搬業者と処分業者それぞれと書面による委託契約を締結し、委託契約書を5年間保管すること。
- 委託契約書に法定記載事項を全て記入すること。
- 委託契約書に契約業者の許可証の写しを添付すること。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）について

手引き 46P

- マニフェストの記載内容を確認してから交付すること。
- 委託契約書どおりに処理されたことを戻ってきたマニフェストの写しで確認すること。
- マニフェストの写しを5年間保管すること。

産業廃棄物に関する届出について

◆ 現場以外の場所（面積が 300 m²以上）で廃棄物を保管する場合には、産業廃棄物事業場外保管届出書が必要です。
※産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設及び産業廃棄物処理施設での保管、PCB 特措法第 8 条の規定による届出に係る PCB 廃棄物の保管を除きます。

手引き 31P

◆ 廃石綿等などの特別管理産業廃棄物を排出する場合、又は石綿含有産業廃棄物の施工範囲における使用面積が 1,000 m²以上ある工作物の解体工事等を行う場合に、工事着手 7 日前までに産業廃棄物排出事業所届出書（44 号様式）の届出が、また、当該廃棄物の処分を確認した日から 30 日以内に産業廃棄物排出状況報告書（46 号様式）の届出が必要です。

手引き 15P

その他、詳しくは本市ホームページ又は下記担当までお問い合わせください。

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係
TEL : 045-671-3446 FAX : 045-663-0125
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/>

